

質問回答書

質問項目	質問内容	回答内容
仕様書の個人情報取扱特記事項	<p>(再委託)</p> <p>第7 乙は、この契約による事務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。</p> <p>2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面により再委託する旨を甲に申請し、書面によりその承認を得なければならない。</p> <p>とありますが再委託が必要な場合提出が必要な書面の様式をいただけますでしょうか。</p>	<p>参考様式(再委託承認申請書)を以下のとおり県ホームページに追加掲載しましたので、ご確認ください。</p> <p>掲載ページ:「令和8年度第53回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務の委託に係る一般競争入札の実施について」</p> <p>URL: https://www.pref.nara.lg.jp/n034/p101067.html</p>